

STOP! THE YANBA DAM

CONTENTS

したたかに・粘り強く・力の限りたたかおう!

.....中丸素明

9月千葉県議会で八ッ場ダムにG.O.サインが!

.....入江晶子

控訴審不当判決に怒り・怒り・怒り

.....服部かをる

ウナギを見て食べて元気になった!!

.....大野博美

八ッ場ダム訴訟:千葉県職員は何をしているのか?

.....武笠紀子

緊急報告、お知らせ

「八ッ場ダム本体工事中止を求める」署名にご協力を!

編集後記猪俣悦子

VOL. 19

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

代 表 : 中村春子・村越啓雄

住 所 : 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29

TEL/FAX:043-486-1363

E-mail:yanbachiba@gmail.com

ウェブ: <http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>

第19号 2014年2月8日発行

総会 2月17日(月)13:30~

したたかに・粘り強く・力の限りたたかおう!

東京高裁の超不当判決を受けて

ちば弁護団事務局長 中丸素明

1 いいところが一つもない判決

2013年10月30日、東京高裁第22民事部（加藤新太郎裁判長）は、請求をすべて却下・棄却する判決を言い渡しました。「取り柄」が一つもない超不当判決でした。私たちは、高裁での主張・立証を通じて、このダムが治水の面でも利水の面からも全く必要のないものであることを、明らかにできたと確信を深めました。ですから、少なくとも無駄な公共事業をストップさせるこれからの国民的運動の武器となり得る事実認定と判断を下すであろうと、予測し期待もしていました。しかし、見事なまでに裏切られました。

2 加藤判決の低劣きわまりない三つの特徴

第1に、東京事件高裁判決の完全な「コピー判決」。驚くべき事に、先に出された東京事件の高裁判決とほとんど同じ構成で、しかも一字一句同じ表現が至る所に出てきます。憲法で保障された裁判官の独立と良心、そして法律家としてのプライドは何処へ行ったのでしょうか。

第2に、東京事件高裁判決よりも、もっともっと「手抜き・横着判決」。頁数一つとっても54頁（東京事件ですら87頁）にすぎず、悩みも、熟慮した形跡の一つも感じ取ることができないものです。主張や証拠をちゃんと読んだのか、と疑念すら覚えます。

第3に、恐るべき「官僚主義・権威主義判決」。典型例をあげておくと、日本学術会議が出した結論については「専門的な学術経験者」が出たというだけで「その内容は科学的合理性を有するものと解される」（36頁）といい、その一方で関先生については「森林政策学が専門であり流出解析の専門家ではない」としてそれだけで「科学的合理性については疑問符」（37頁）といふのです。どちらが科学的合理性を持ち、客観的な事実に合っているのか、それを判断するのが裁判所でしょう！ そんなんだったら、裁判所はいらない！

とはいって、ボク達弁護士は、裁判の結論に責任を持つ立場です。力が及ばず、申訳ない気持ちでいっぱいです。

3 これまでのみんなの汗と知恵を今後のたたかいに活かそう

裁判上のたたかいの舞台は、最高裁に移りました。現在、弁護団では最高裁へ提出する書面作りに総力を挙げて取組んでいます。八ッ場ダムについては、この秋にも本体工事が始まろうかという厳しい情勢です。「力の限りを尽くして倒れることがあっても、力を尽くさずして挫けることを拒否する」。ボクが尊敬してやまない故山下弘文さん（諫早干潟緊急救済本部代表）が残された言葉です。私たちは、みんなの力で八ッ場ダム問題を国の最重要政策課題にまで押し上げることができました。これまでに培ってきた底力を礎に、このダム事業の阻止、そして、この国の大公共事業のあり方を根本から変えるまで、一緒にたたかっていきましょう。粘り強く、したたかに！

9月千葉県議会で ハッ場ダムにGOサインが！ ～4度目の計画変更を承認

入江晶子

昨年8月6日、国交省関東地方整備局はハッ場ダムの工期を4年延長し、2019年度完成とする基本計画案を発表。9月議会に千葉県を含む関係6都県に同意を求める議案が出されました。当会でもこの計画変更を認めないよう民主党はじめ各会派に働きかけ、反対の請願提出に向けて精力的に活動しました。

ところが、請願に賛同したのは共産党と市民ネット・社民・無所属の2会派のみ。議会最終日の採決でも計画変更に反対したのは8議員だけで、ハッ場ダム本体工事を後押しする歴史に汚点を残す重大な決定がなされてしまいました。

計画通りダムは完成するのか？

国交省は関係6都県による基本計画変更の承認を得て、今年秋にもダム本体工事に着手しようとしていますが、先行きは不透明です。というのも、ダムに沈むJR吾妻線の付替工事が大幅に遅れています。新駅の川原湯温泉駅前整備工事も用地買収が進まず、ダム本体工事を始めることができません。

また、ダム本体工事が予定どおり完成したとしても、貯水池周辺の地質が脆弱なハッ場ダムでは試験湛水中に深刻な地すべりが発生し、その対策工事で工期が大幅に延長する可能性があります。現に奈良県の大滝ダムや埼玉県の滝沢ダムでは試験湛水後に追加の地すべり

り対策工事が必要になり、それぞれ9年、5年の工期延長がされています。

さらなる事業費増額は必至

今回の基本計画変更には、2011年のハッ場ダム検証で国交省が示した183億円の増額が含まれていません。関係6都県がこれまで事業費増額に拒否反応を示してきたため、事実上先送りされた形になっているからです。この183億円には追加的な地すべり対策が必要かどうかを点検するための費用も含まれていますが、この他にも500億円以上の増額要因（追加地すべり対策100億円以上、東電への減電補償費130～200億円以上ほか）があります。近い将来、さらに事業費が増額されることは明らかです。

あきらめたら負け

人口減少で水余り、台風にも役立たず…。もはや、治水・利水両面でダムを推進する大義がありません。また、何よりも吾妻渓谷の美しい景観と引き換えに醸し出されるコンクリート構造物を子どもたちに手渡したくはありません。

無駄な公共事業の象徴であるハッ場ダム。「あきらめたら負け」の気持ちで国や県の動向を引き続きチェックし、声をあげていきます。

控訴審不当判決に怒り・怒り・怒り

昨年10月30日、東京高裁の大法廷はほぼ満席。加藤新太郎裁判長が主文を読み上げ、「却下」「棄却」という言葉を耳にしたかと思うと、あっけなく閉廷。裁判所の外に出て、「不当判決」の旗を掲げ、「最高裁で闘っていくぞ」とシュプレヒコールをした。

判決内容は、国・県の主張を全面的に認めるもの。加藤裁判長は、ざっくばらんな物言いで、結構住民側の主張を理解しているかにみえていたので、少々期待をもって判決に臨んだだけにがっかりした。

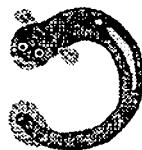
私たちは、子や孫につけを残す無駄な公共事業をなんとかストップさせたい、裁判所に訴えれば、事実が明らかにされ、国の誤った方向が軌道修正されるのではないかと期待し、時間と労力とお金を出し

合い、闘ってきた。しかし、民主党政権時、法廷で裁判を行わずに進行協議を続けながら国の動向を窺っていたことからわかるように、所詮この国の裁判所というのは、「行政の補完的存在でしかない」（鷗津さんの言葉）のかと悲観的になる。それでも最高裁には、国の顔色ではなく事実をきちんと見てほしい。住民訴訟は自治体の財政の健全性を守るためにものだから。

これまでの9年間、手弁当で弁護活動を続けてくださった弁護団には心から感謝しています。また、会費、カンパ、傍聴等で支えてくれている会員の方々にも感謝、感謝です。最後まで、どうぞよろしくお願いします。

（服部かをる）

ウナギを見て食べて 元気になった!!



1月20日、利根川流域市民委員会のメンバー19人で、「うなぎを見て食べて元気になるバスツアー」に行ってきました。

大野博美

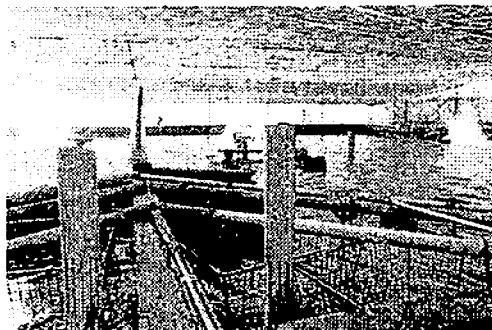
ウナギはカナリア

昔はどこの水辺にもいたウナギ。今はとんと見かけません。川を遡上するのに妨げとなるダムや堰が作られるなど、水辺環境の悪化が大きな原因だと言われています。確かに、利根川水系では、ダムの増え方とウナギの減り方に相関関係が見られます。「炭鉱のカナリア」のように、ウナギは私たちに、環境の異変を「身」をもって知らせてくれているのです。

印旛沼漁協へ

そうは言っても、その「身」がうまいことに変わりはありません。今回のツアーの目的は、八ッ場ダム建設の上位計画である利根川江戸川河川整備計画の市民案を作るため、利根川水系の環境悪化を「ウナギを通して確かめる」ことでしたが、「ウナギを食べる」ことも同じくらい（人によっては倍以上？）大切な目的でした。

その両方を体験できるのが成田市にある印旛沼漁協です。まずは養殖場へ。利根川の河口で捕れたシラスをここで養殖するのですが、近年は不漁続きで価格が高騰。昨年は1kg当たり200万円！　まさに生きたダイヤです。



水温が30℃前後に保たれているので、サウナ風呂のようにムッとなります。

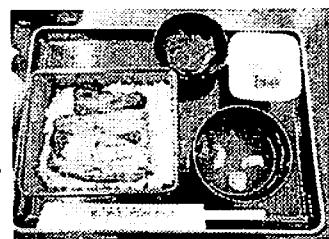
お待ちかね、うな重！

養殖場を出ると、隣の印旛沼漁協直営レストランからは、かば焼きのいい匂いが…。

本日私たちが頂いたのは、2000円のハーフうな重。もちろん、先ほどの養殖場で育った特上のウナギさんたちです。

いただきます！

養殖場のウナギはすべて、このレストランで消費されます。さっぱりとして美味でした。



次に向かったのが、佐倉市にある千葉県内水面水産研究所。ウナギの生態研究や増やす技術開発などを行っています。説明してくださいる職員の皆さん、いずれも「サカナ愛」にあふれて素晴らしい！



いろいろな淡水魚が飼われており、誰でも見学できます。

ウナギ豆知識

- ・うなぎの産卵場はマリアナ海溝付近。
- ・シラスのことを「種苗」と呼ぶ。
- ・幼生（レプト）の顔はまるでエイリアン！
- ・ウナギは七変化
シラス→クロコ→黄ウナギ→銀ウナギ
- ・全体の80%がメス。
- ・耳に「耳石」というカルシウムの塊があり、数えることで年齢がわかる。
- ・研究所では早く卵をとるために、成熟を促すホルモンを投与している。



利根川の天然下りウナギの卵は、孵化率が高く、養殖の「親魚」として最適だそうです。天然ウナギが激減した今、我らが「うな重」を支えるのは利根川のウナギたちです。ウナギのためにも、うな重のためにも、ダムはいらない！！！

八ッ場ダム訴訟：千葉県職員は何をしているのか？

控訴審の最終弁論では傍聴席が抽選となり、抽選に外れて帰った方もいて、県が多数の職員を出して傍聴席を確保したのではないかとの疑いがもたれました。進行協議の際にも十数人の職員が出席し、中にはメモもとらないで黙って座っているだけの人も見られました。県側の訴訟代理人（伴弁護士）がいるのに何で多数の職員が出席しているかと不思議でした。そこで、旅行命令書と復命書の情報公開を求めました。旅行命令書は開示、復命書はなし。簡易な場合には復命書はいらないそうです。しかし、訴訟に関する書類はあるはずと再請求したところ、期日報告書が出てきました。総務部、総合企画部、県土整備部、水道局、企業庁の5ヶ所です。法廷での裁判内容は開示されましたが、非公開の進行協議はほとんど黒塗りです。

「この期日報告書は各課が各自で作り、すり合わせはせず全体会もない。必要があればメールでやり取りする。地裁から9年も経って担当者は何度

も交代しているが、情報は常に新しくなるので遡って見ないが、直前の進行協議や裁判で何を要求されていたのか確認はする。職員（指定代理人）は要求された証拠資料を集め文書を作り、伴弁護士は法的根拠や準備書面提出の判断をする。5ヶ所の関係部署に3～4人の指定代理人がいる。最終弁論の傍聴席の件は広い法廷を用意しなかった裁判所が悪いのであって、県でも直前に抽選と聞いて職員が入れるかどうか心配だったので並んだだけで、市民の傍聴を妨害しようなどとは全く考えていないかった」との主張。また、メモもとらない職員については、その場にいると、要求されているもののニュアンスが掴みやすいし、担当者の交代もあるので、継続性からも複数での参加が必要なのだそうです。

なお伴弁護士とは県・水道局・企業庁が各々契約。一裁判 210万円。地裁と高裁で 1260万円。最高裁に関しては契約はしていません。（武笠紀子）



12/21 八ッ場ダム住民訴訟9周年報告集会にて
今本博健さん（京大名誉教授 河川工学者）の講演

編集後記

昔も今も、権力というのは魔物らしい。メディアも裁判所も、権力に抗っても真実を追求する場であるはずなのに、どうもいまいち信頼がおけない。ひょっとしたら期待した八ッ場ダム住民訴訟の判決をはじめ、原発や放射能、秘密保護法、沖縄の基地問題、見識を疑うNHK紺井会長の発言…。くるくる変わる政策に振り回される弱い立場の人たちのことは、眼中になさそうだ。何か狂っている。若い人たちに将来に渡って負担を強いることに、心が痛い。それを許してしまった私たち大人の責任が問われる今、自分にできることをしていかなければ…。（猪俣悦子）

緊急報告

2月3日（月）、最高裁に
「上告理由書」「上告受理申立理由書」を提出！
千葉弁護団が総力を結集した306ページの力作
(詳細は、八ッ場ダム訴訟HPをご覗ください)

お知らせ

■八ッ場ダムをストップさせる千葉の会第10回総会

2月17日（月）市民ネットワーク千葉県4F会議室
・学習会「国土強靭化でどうなる？八ッ場ダム」
13:30～14:30 講師 まさのあつこさん（ジャーナリスト）
・総会 14:40～16:00

■八ッ場あしたの会 総会記念集会

「2020年、東京はどうなる？八ッ場ダムとオリンピック」
2月23日（日）13:30～14:30 豊島区立勤労福祉会館6階
ゲスト：松久 寛（京都大学名誉教授）、森 まゆみ（作家）
基調講演：松久 寛「小さいことはいいことだ～縮小社会への道」

「八ッ場ダム本体工事中止を求める」署名にご協力を！

署名用紙を同封しましたので、周りの方にもお声をかけていただけだとありがとうございます。